

「湖医会」会費等規程 (案)

平成 23 年 10 月 29 日制定

(趣旨)

第 1 条 滋賀医科大学同窓会「湖医会」会則第 6 条第 4 項及び第 18 条に基づき、会費等に関する必要な事項を定める。

(会費)

第 2 条 本会の会費は次に掲げる額とする。

(1) 卒業会員のうち医学科卒業の者	年会費 6,000 円
(2) 卒業会員のうち看護学科卒業の者	年会費 4,000 円
(3) 大学院会員のうち博士課程修了者	年会費 6,000 円
(4) 大学院会員のうち修士課程修了者	年会費 4,000 円
(5) 賛助会員	年会費 6,000 円

(会費の徴収)

第 3 条 会費の徴収は、口座振替、郵便振替、VISA カードのいずれかによるもののほか卒業時等の現金納入によるものとする。

(会費滞納者への督促)

第 4 条 会費の滞納者には定期的に督促を行う。再三の督促に応じない会員には、本会が発行する会誌等の配布を制限することがある。

(医師賠償責任保険の加入)

第 5 条 会費の納入者でなければ、本会が会員の福利のために加入代行業務を行う医師賠償責任保険に、原則として加入することができない。

(寄付金及びその他の収入)

第 6 条 本会に対する寄付金及びその他の収入に関し必要な事項は、幹事会の議決を経て別に定める。

(規程の改正等)

第 7 条 この規程の改正及び施行に関し必要な事項は、幹事会の議決を経て総会に報告する。

付 則

この規程は、2011 年（平成 23 年）10 月 29 日から施行する。